

○高知県資源管理方針

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 14 条第 1 項の規定に基づき、高知県資源管理方針を次のように定めたので、同条第 6 項の規定に基づき公表する。

令和 7 年 3 月 27 日

高知県知事 濱田 省司

高知県資源管理方針

第 1 資源管理に関する基本的な事項

1 漁業の状況

本県の水産業は、平成 30 年の生産量で 9.4 万トン、生産額は 520 億円にのぼり、全国的には上位に位置している。また、漁業就業者数は、約 3.3 千人であり、多くの沿岸地域においては、水産業は中核的な産業となっている。このように水産業は、本県の均衡ある発展を図るためにも極めて重要な産業であり、今後とも水産業の発展を図っていくためには、水産資源を適切に管理し、合理的に利用していくことが必要である。

2 本県の責務

本県は、漁業法（以下「法」という。）第 6 条の規定に基づき、国とともに、資源管理を適切に実施する責務を有する。このため、国と協力しつつ、本県の管轄する水面の資源調査、資源評価及び資源管理を行うとともに、法第 10 条第 1 項の規定に基づき、必要と認めるときは、農林水産大臣に対し、資源評価が行われていない水産資源について資源評価の要請を行う。

第 2 特定水産資源ごとの知事管理区分

知事管理区分は、特定水産資源ごとに漁獲量の管理を行うため、知事が設定する管理区分であり、管理区分ごとに以下の事項を定める。

- (1) 水域
- (2) 対象とする漁業
- (3) 漁獲可能期間

第 3 特定水産資源ごとの漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

1 漁獲可能量

漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準は、漁獲実績を基礎とし、当該特定水産資源を漁獲対象とする漁業の実態その他の事情を勘案して、特定水産資源ごとに定める。

2 留保枠の設定

年によって異なる漁場形成の変動や想定外の来遊等に対応するため、特定水産資源ごとに漁獲可能量に留保枠を設けることができるものとする。

3 数量の融通

年によって異なる漁場形成の変動や想定外の来遊等により生じる、それぞれの知事

管理区分に配分した数量の過不足が、漁業者及び関連業者に与える影響を緩和するため、上記1及び2の規定に基づく配分後の関係団体による要望及び知事管理区分ごとの知事管理漁獲可能量の消化状況を踏まえて、知事管理区分間における数量の融通を可能な範囲で行い、それぞれの知事管理区分に配分することで、当該影響の緩和に努める。

第4 知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法

知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法は、漁獲割当てによる管理を基本とする。それ以外の知事管理区分については、漁獲量の総量の管理を行うが、科学的知見の蓄積、漁獲量等の報告体制の整備等が整ったものから、順次、漁獲割当てによる管理に移行するものとする。

第5 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

1 特定水産資源

特定水産資源については、資源管理基本方針（令和2年農林水産省告示第1982号）に即して、当該特定水産資源ごとの資源管理の目標の達成に効果があると認める場合には、小型魚の漁獲を避けるための網目等の漁具の制限等、漁獲可能量による管理以外の管理手法を活用し、漁獲可能量による管理と組み合わせる資源管理を行うものとする。

また、当該特定水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の知事への報告が行われるよう指導を行う。

2 特定水産資源以外の水産資源

特定水産資源以外の水産資源については、資源管理基本方針に即して、当該水産資源ごとの資源管理の目標の達成に向け、最新の資源評価及び漁獲シナリオにより導かれる漁獲圧力の管理を適切に行うために、必要と考えられる資源管理の手法による管理を組み合わせる資源管理を行う。

法第11条第2項第2号の資源管理の目標を定めるに当たって必要な資源評価が行われていない場合には、当該資源評価が行われるまでの間は、利用可能な最新の科学的知見を用いて資源管理の方向性を設定する。

また、当該特定水産資源以外の水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の知事への報告が行われるよう指導を行う。

3 漁業者自身による自主的な取組

知事は、漁業者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の知事への報告が行われるよう指導を行う。

第 6 その他資源管理に関する重要事項

1 漁獲量等の情報の収集

- (1) 漁獲量や漁獲状況に関する情報は、資源状況や環境変動が資源に与える影響等を把握するために有益であり、資源評価の精度を上げるために重要である。また、資源管理措置の遵守状況のモニタリング等、適切な資源管理を行うためにも重要である。
- (2) 漁獲量等の情報は、法第 26 条第 1 項又は第 30 条第 1 項の規定による漁獲可能量による管理として行うもののほか、知事許可漁業の許可を受けた者による資源管理の状況等の報告（法第 58 条において準用する法第 52 条第 1 項）、漁業権者による資源管理の状況等の報告（法第 90 条第 1 項）においても報告が義務付けられている。これらの報告により収集した情報を農林水産大臣へ報告し、農林水産大臣及び知事が相互に漁獲量等の情報を共有することにより、適切な資源管理に向けてこれらの情報を活用していく。
- (3) また、これらの報告による漁獲量等の情報の収集の重要性を踏まえて、より迅速かつ効率的に情報を収集することができるよう、国と連携しつつ、漁業者や漁業協同組合、市場等から漁獲量等の情報を電子的に収集・蓄積するシステムの構築を進めるとともに、データを一元的に集約し、用途に応じて編集・処理することで、適切な資源管理に向けてこれらの情報の活用が図られるようにする。

2 資源管理の進め方

新たな資源管理の推進に当たっては、漁業者その他の関係者の理解と協力を得た上で、着実に実行していくものとする。

3 種苗放流等の取組

種苗生産・放流・育成管理（以下「種苗放流等」という。）の取組は、資源管理の一環として実施することから、対象となる水産資源の資源評価を踏まえ、その効果を検証するものとする。

新たに種苗放流等を実施する水産資源については、資源水準の回復にその取組の有効性が認められる場合に、適切な資源管理措置と併せて種苗放流等を実施することとし、当該水産資源の資源評価を踏まえ、その効果を検証する。

これまで種苗放流等を実施してきた水産資源については、種苗放流等の効果の検証の結果、その取組の有効性が認められるものであって、その造成の目的を達成していないものは、適切な資源管理措置と併せて種苗放流等を実施する。

なお、当該検証の結果、当該水産資源の造成の目的を達成したものやその効果の認められないものは、種苗放流等を実施しないものとする。

4 遊漁者に対する指導

遊漁者に対し、資源管理基本方針及び高知県資源管理方針に基づく資源管理の実施について協力するよう指導する。

第7 高知県資源管理方針の検討

法第14条第8項に定める場合のほか、直近の資源評価、最新の科学的知見、漁業の動向その他の事情を勘案して、おおむね5年ごとに、この資源管理方針についての検討を行うとともに、この資源管理方針に記載されている個別の水産資源についても少なくとも5年ごとに見直しを行う。

第8 個別の水産資源についての具体的な資源管理方針

特定水産資源についての具体的な資源管理方針は、「別紙1-1 まあじ」から「別紙1-9 ぶり」に、特定水産資源以外の水産資源のうち法第11条第2項第2号の資源管理の目標を定めるに当たって必要な資源評価が行われているものについての具体的な資源管理方針は、「別紙2-1 かつお（中西部太平洋条約海域）」から「別紙2-2 きはだ（中西部太平洋条約海域）」に、特定水産資源以外の水産資源のうち法第11条第2項第2号の資源管理の目標を定めるに当たって必要な資源評価が行われていない水産資源の資源管理の方向性については、「別紙3-1 まるそうだ（高知県周辺海域）」から「別紙3-6 うるめいわし太平洋系群」に、それぞれ定めるものとする。

(別紙1-1)

第1 特定水産資源

まあじ

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

高知県まあじ漁業

(1) 水域

(2) の対象とする漁業が、まあじの採捕を行う水域

(2) 対象とする漁業

高知県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がまあじを採捕する漁業

(3) 漁獲可能期間

周年

(4) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

陸揚げした日からその属する月の翌月10日まで

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を高知県まあじ漁業区分に配分する。

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

中型まき網漁業（法第57条第1項で定める中型まき網漁業、以下同じ。）、小型まき網漁業（高知県漁業調整規則（令和2年高知県規則第73号、以下「規則」という。）第4条第1項第5号で定める小型まき網漁業のうち火光利用いわしまき網漁業、以下同じ。）、大型定置漁業（法第60条第3項で定める定置漁業、以下同じ。）、小型定置漁業（法第60条第5項第2号で定める第二種共同漁業権のうち小型定置漁業、以下同じ。）及び小型定置網漁業（規則第4条第1項第15号で定める小型定置網漁業、以下同じ。）においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、次の表の左欄に掲げる漁業の種類ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

漁業の種類	漁獲努力量
中型まき網漁業	1日あたりの操業隻数 9隻
小型まき網漁業	1日あたりの操業隻数 26隻
大型定置漁業	34ヶ統
小型定置漁業	115ヶ統
小型定置網漁業	41ヶ統

(別紙1-2)

第1 特定水産資源

まいわし太平洋系群

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

高知県まいわし漁業

(1) 水域

(2) の対象とする漁業が、まいわしの採捕を行う水域

(2) 対象とする漁業

高知県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がまいわしを採捕する漁業

(3) 漁獲可能期間

周年

(4) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

陸揚げした日からその属する月の翌月10日まで

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を高知県まいわし漁業区分に配分する。

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

中型まき網漁業、小型まき網漁業、大型定置漁業、小型定置漁業及び小型定置網漁業においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、次の表の左欄に掲げる漁業の種類ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

漁業の種類	漁獲努力量
中型まき網漁業	1日あたりの操業隻数 9隻
小型まき網漁業	1日あたりの操業隻数 26隻
大型定置漁業	34ヶ統
小型定置漁業	115ヶ統
小型定置網漁業	41ヶ統

(別紙1-3)

第1 特定水産資源

するめいか

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

高知県するめいか漁業

(1) 水域

(2) の対象とする漁業が、するめいかの採捕を行う水域

(2) 対象とする漁業

高知県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がするめいかを採捕する漁業

(3) 漁獲可能期間

周年

(4) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

陸揚げした日からその属する月の翌月10日まで

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を高知県するめいか漁業区分に配分する。

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

中型まき網漁業、小型まき網漁業、大型定置漁業、小型定置漁業、小型定置網漁業及びするめいか釣り漁業においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、次の表の左欄に掲げる漁業の種類ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

漁業の種類	漁獲努力量
中型まき網漁業	1日あたりの操業隻数 9隻
小型まき網漁業	1日あたりの操業隻数 26隻
大型定置漁業	34ヶ統
小型定置漁業	115ヶ統
小型定置網漁業	41ヶ統
するめいか釣り漁業	1日あたりの操業隻数 11隻

(別紙1-4)

第1 特定水産資源

くろまぐろ(小型魚)

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

(1) 水域

中西部太平洋条約海域(漁業の許可及び取締り等に関する省令(昭和38年農林水産省令第5号)第1条第1項第1号に掲げる海域をいう。以下同じ。)

(2) 対象とする漁業

ア 高知県くろまぐろ(小型魚)漁船漁業(養殖用種苗以外)

高知県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がくろまぐろ(小型魚)を採捕する漁業(大型定置漁業、小型定置漁業及び小型定置網漁業を除く。)のうち、養殖用種苗以外の採捕を目的とした漁業

イ 高知県くろまぐろ(小型魚)漁船漁業(養殖用種苗)

高知県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がくろまぐろ(小型魚)を採捕する漁業(大型定置漁業、小型定置漁業及び小型定置網漁業を除く。)のうち、養殖用種苗の採捕を目的とした漁業

ウ 高知県くろまぐろ(小型魚)定置漁業

大型定置漁業、小型定置漁業及び小型定置網漁業

(3) 知事管理区分及び漁獲可能期間

管理区分	漁獲可能期間
高知県くろまぐろ(小型魚)漁船漁業(養殖用種苗以外)(4月から6月まで)	4月1日から6月30日まで
高知県くろまぐろ(小型魚)漁船漁業(養殖用種苗以外)(7月から9月まで)	7月1日から9月30日まで
高知県くろまぐろ(小型魚)漁船漁業(養殖用種苗以外)(10月から12月まで)	10月1日から12月31日まで
高知県くろまぐろ(小型魚)漁船漁業(養殖用種苗以外)(1月から3月まで)	1月1日から3月31日まで
高知県くろまぐろ(小型魚)漁船漁業(養殖用種苗)(4月から9月まで)	4月1日から9月30日まで
高知県くろまぐろ(小型魚)定置漁業(4月から6月まで)	4月1日から6月30日まで
高知県くろまぐろ(小型魚)定置漁業(7月から9月まで)	7月1日から9月30日まで
高知県くろまぐろ(小型魚)定置漁業(10月から12月まで)	10月1日から12月31日まで
高知県くろまぐろ(小型魚)定置漁業(1月から3月まで)	1月1日から3月31日まで

(4) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

ア 当該管理年度中（イに規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月 10 日まで

イ 都道府県知事が法第 31 条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（ただし、漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなくなったと認めるときは、この限りではない。）

陸揚げした日から 3 日以内

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

(1) 漁獲可能量の管理区分への配分

本県に配分された漁獲可能量を下表の管理区分別の割合で按分する。

(2) 留保

本県に配分された漁獲可能量のうち、おおむね 1 割を本県の留保とする。

第 2 の (2) の対象とする漁業（以下、「対象漁業」という。）において前管理年度の漁獲量が漁獲可能量を全ての対象漁業で超過していない場合には、それぞれの管理区分の漁獲可能量から下表の管理区分別の割合で按分して差し引き、留保に充てる

対象漁業において前管理年度の漁獲量が漁獲可能量を超過していた場合には、当該超過数量（以下、「超過数量」という。）を当該対象漁業の漁獲可能量から差し引き、留保に充てることとする。このとき超過数量が留保とすべき数量に満たない場合は、当該満たない数量をそれぞれの管理区分の漁獲可能量から下表の管理区分別の割合で按分して差し引き、留保に充てることとし、超過数量が留保の数量を超えた場合は、当該超えた数量をそれぞれの管理区分の漁獲可能量に下表の管理区分別の割合で按分して加えることとする。

(3) 融通、追加配分等

国又は他県から融通、追加配分等により本県に配分された漁獲可能量が増加した場合には、当該増加数量の全てを、下表の管理区分別の割合に沿って、漁獲可能期間が終了していない管理期間の割合の合計を分母とし、漁獲可能期間が終了していない各管理期間の割合を分子とした係数を用いて知事管理区分に按分することとする。

(4) 管理区分の繰り越し

管理区分において漁獲可能量の超過が発生した場合には、超過した数量を翌管理区分から差し引くこととする。また、1 月から 3 月まで以外の管理区分において未利用分が発生した場合には、当該未利用分のうちおおむね 9 割を翌管理区分へ繰り越し、残りのおおむね 1 割を 1 月から 3 月までの管理区分に繰り越すこととする。

なお、対象漁業ごとの全期間の管理区分において、漁獲量の総和が漁獲可能量の総和を超過した場合には、当該管理年度の留保から補填することとする。

(5) 県内の漁業別の融通

対象漁業の間での融通による漁獲可能量の変更については、別途要領に定めることとする。

(6) 不等量交換（小型魚から大型魚へ）

令和5年のWC P F C年次会合で合意された措置に基づく係数による不等量交換については、関係漁業者間で合意が整った場合において、国に要望を行い、当該合意が整った漁業について、認められた範囲内で行うものとする。

表 管理区分別の割合

	4月から 6月まで	7月から 9月まで	10月から 12月まで	1月から 3月まで	計
漁船漁業 (養殖用種 苗以外)	12.2%	3.4%	5.3%	20.8%	41.7%
漁船漁業 (養殖用種 苗)	7.4%				7.4%
定置漁業	11.9%	2.9%	21.0%	15.1%	50.9%

(別紙1-5)

第1 特定水産資源

くろまぐろ(大型魚)

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

(1) 水域

中西部太平洋条約海域(漁業の許可及び取締り等に関する省令(昭和38年農林水産省令第5号)第1条第1項第1号に掲げる海域をいう。以下同じ。)

(2) 対象とする漁業

ア 高知県くろまぐろ(大型魚)漁船漁業

高知県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がくろまぐろ(大型魚)を採捕する漁業(大型定置漁業、小型定置漁業及び小型定置網漁業を除く)

イ 高知県くろまぐろ(大型魚)定置漁業

大型定置漁業、小型定置漁業及び小型定置網漁業

(3) 知事管理区分及び漁獲可能期間

管理区分	漁獲可能期間
高知県くろまぐろ(大型魚)漁船漁業(4月から6月まで)	4月1日から6月30日まで
高知県くろまぐろ(大型魚)漁船漁業(7月から9月まで)	7月1日から9月30日まで
高知県くろまぐろ(大型魚)漁船漁業(10月から12月まで)	10月1日から12月31日まで
高知県くろまぐろ(大型魚)漁船漁業(1月から3月まで)	1月1日から3月31日まで
高知県くろまぐろ(大型魚)定置漁業(4月から6月まで)	4月1日から6月30日まで
高知県くろまぐろ(大型魚)定置漁業(7月から9月まで)	7月1日から9月30日まで
高知県くろまぐろ(大型魚)定置漁業(10月から12月まで)	10月1日から12月31日まで
高知県くろまぐろ(大型魚)定置漁業(1月から3月まで)	1月1日から3月31日まで

(4) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

ア 当該管理年度中(イに規定する場合を除く。)

陸揚げした日からその属する月の翌月10日まで

イ 都道府県知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで(ただし、漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれなくなると認めるときは、この限りではない。)

陸揚げした日から3日以内

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

(1) 漁獲可能量の管理区分への配分

本県に配分された漁獲可能量を下表の管理区分別の割合で按分する。

(2) 留保

本県に配分された漁獲可能量のうち、おおむね1割を本県の留保とする。

第2の(2)の対象とする漁業(以下、「対象漁業」という。)において前管理年度の漁獲量が漁獲可能量を全ての対象漁業で超過していない場合には、それぞれの管理区分の漁獲可能量から下表の管理区分別の割合で按分して差し引き、留保に充てる

対象漁業において前管理年度の漁獲量が漁獲可能量を超過していた場合には、当該超過数量(以下、「超過数量」という。)を当該対象漁業の漁獲可能量から差し引き、留保に充てることとする。このとき超過数量が留保とすべき数量に満たない場合は、当該満たない数量をそれぞれの管理区分の漁獲可能量から下表の管理区分別の割合で按分して差し引き、留保に充てることとし、超過数量が留保の数量を超えた場合は、当該超えた数量をそれぞれの管理区分の漁獲可能量に下表の管理区分別の割合で按分して加えることとする。

(3) 融通、追加配分等

国又は他県から融通、追加配分等により本県に配分された漁獲可能量が増加した場合には、当該増加数量の全てを、下表の管理区分別の割合に沿って、漁獲可能期間が終了していない管理期間の割合の合計を分母とし、漁獲可能期間が終了していない各管理期間の割合を分子とした係数を用いて知事管理区分に按分することとする。

(4) 管理区分の繰り越し

管理区分において漁獲可能量の超過が発生した場合には、超過した数量を翌管理区分から差し引くこととする。また、1月から3月まで以外の管理区分において未利用分が発生した場合には、当該未利用分のうちおおむね9割を翌管理区分へ繰り越し、残りのおおむね1割を1月から3月までの管理区分に繰り越すこととする。

なお、対象漁業ごとの全期間の管理区分において、漁獲量の総和が漁獲可能量の総和を超過した場合には、当該管理年度の留保から補填することとする。

(5) 県内の漁業別の融通

対象漁業の間での融通による漁獲可能量の変更については、別途要領に定めることとする。

(6) 不等量交換(小型魚から大型魚へ)

令和5年のWCPFC年次会合で合意された措置に基づく係数による不等量交換については、関係漁業者間で合意が整った場合において、国に要望を行い、当該合意が整った漁業について、認められた範囲内で行うものとする。

表 管理区分別の割合

	4月から 6月まで	7月から 9月まで	10月から 12月まで	1月から 3月まで	計
漁船漁業	7.5%	0.1%	7.5%	19.3%	34.4%
定置漁業	54.0%	0.3%	2.5%	8.8%	65.6%

(別紙1-6)

第1 特定水産資源

まさば及びごまさば太平洋系群

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

高知県まさば及びごまさば漁業

(1) 水域

(2) の対象とする漁業が、まさば及びごまさばの採捕を行う水域

(2) 対象とする漁業

高知県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がまさば及びごまさばを採捕する漁業

(3) 漁獲可能期間

周年

(4) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

陸揚げした日からその属する月の翌月10日まで

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を高知県まさば及びごまさば漁業区分に配分する。

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

中型まき網漁業、小型まき網漁業、大型定置漁業、小型定置漁業及び小型定置網漁業においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、次の表の左欄に掲げる漁業の種類ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

漁業の種類	漁獲努力量
中型まき網漁業	1日あたりの操業隻数 9隻
小型まき網漁業	1日あたりの操業隻数 26隻
大型定置漁業	34ヶ統
小型定置漁業	115ヶ統
小型定置網漁業	41ヶ統

(別紙1-7)

第1 特定水産資源

さんま

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

高知県さんま漁業

(1) 水域

(2) の対象とする漁業が、さんまの採捕を行う水域

(2) 対象とする漁業

高知県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がさんまを採捕する漁業

(3) 漁獲可能期間

周年

(4) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

陸揚げした日からその属する月の翌月10日まで

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を高知県さんま漁業区分に配分する。

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

大型定置漁業、小型定置漁業及び小型定置網漁業においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、次の表の左欄に掲げる漁業の種類ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

漁業の種類	漁獲努力量
大型定置漁業	34ヶ統
小型定置漁業	115ヶ統
小型定置網漁業	41ヶ統

(別紙1-8)

第1 特定水産資源

かたくちいわし太平洋系群(体色が銀色のものをいう。以下この別紙において同じ。)

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

高知県かたくちいわし漁業

(1) 水域

(2)の対象とする漁業が、かたくちいわしの採捕を行う水域

(2) 対象とする漁業

高知県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がかたくちいわしを採捕する漁業

(3) 漁獲可能期間

周年

(4) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

陸揚げした日からその属する月の翌月10日まで

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を高知県かたくちいわし漁業区分に配分する。

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

中型まき網漁業、小型まき網漁業、大型定置漁業、小型定置漁業及び小型定置網漁業においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、次の表の左欄に掲げる漁業の種類ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

漁業の種類	漁獲努力量
中型まき網漁業	1日あたりの操業隻数 9隻
小型まき網漁業	1日あたりの操業隻数 26隻
大型定置漁業	34ヶ統
小型定置漁業	115ヶ統
小型定置網漁業	41ヶ統

第5 その他資源管理に関する重要事項

資源管理基本方針(令和2年農林水産省告示第1982号)の本則第1の2(5)に定めるステップアップ管理を行う。

(別紙1-9)

第1 特定水産資源

ぶり

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

高知県ぶり漁業

(1) 水域

(2) の対象とする漁業が、ぶりの採捕を行う水域

(2) 対象とする漁業

高知県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がぶりを採捕する漁業

(3) 漁獲可能期間

周年

(4) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

陸揚げした日からその属する月の翌月10日まで

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を高知県ぶり漁業区分に配分する。

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

大型定置漁業、小型定置漁業及び小型定置網漁業においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、次の表の左欄に掲げる漁業の種類ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

漁業の種類	漁獲努力量
大型定置漁業	34ヶ統
小型定置漁業	115ヶ統
小型定置網漁業	41ヶ統
もじゃこ漁業（もじゃこをとることを目的とする中型まき網漁業を含む）	175隻

第5 その他資源管理に関する重要事項

- 1 資源管理基本方針（令和2年農林水産省告示第1982号）の本則の第1の2（5）に定めるステップアップ管理を行う。
- 2 養殖用種苗（もじゃこ）について、ぶり養殖関係県の合意に基づく採捕計画の範囲内で管理を行う。

(別紙 2 - 1)

第 1 水産資源

かつお (中西部太平洋条約海域)

第 2 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

高知県漁業調整規則を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度の向上に努めることとする。

第 3 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

(別紙 2 - 2)

第 1 水産資源

きはだ (中西部太平洋条約海域)

第 2 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

高知県漁業調整規則を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度の向上に努めることとする。

第 3 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

(別紙 3 - 1)

第 1 水産資源

まるそうだ (高知県周辺海域)

第 2 資源管理の方向性

資源水準を現状レベルに維持するため、当面の間、CPUE を直近 5 年間 (平成 29 年～令和 3 年) の平均値 (598kg/隻/回) 程度で維持することとし、定期的な検証の際に、科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。

なお、国による資源評価結果が公表された場合には、その資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

高知県漁業調整規則を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

(別紙3-2)

第1 水産資源

いわししらす太平洋系群<まいわし、かたくちいわし及びうるめいわし太平洋系群のしらすのことをいう。>

第2 資源管理の方向性

資源水準を現状レベルに維持するため、当面の間、CPUEを直近5年間(平成29年~令和3年)の平均値(247kg/統/回)程度で維持することとし、定期的な検証の際に科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

(1) 高知県漁業調整規則を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

(2) いわししらす太平洋系群を漁獲対象とする漁業について、いわししらす太平洋系群を漁獲する漁獲努力量を現状より増加させないよう努める。

第4 その他資源管理に関する重要事項

資源管理基本方針において、まいわし太平洋系群、かたくちいわし太平洋系群、うるめいわし太平洋系群のしらすについて、資源管理の目標等が定められた場合には、関連する水産資源として資源管理の方向性や資源管理の取組について見直すこととする。

(別紙 3 - 3)

第 1 水産資源

しいら (高知県周辺海域)

第 2 資源管理の方向性

資源水準を現状レベルに維持するため、当面の間、CPUE を直近 5 年間 (平成 29 年～令和 3 年) の平均値 (447kg/隻/回) 程度で維持することとし、定期的な検証の際に科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。

なお、国による資源評価結果が公表された場合には、その資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

高知県漁業調整規則を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

(別紙 3 - 4)

第 1 水産資源

あかむつ (高知県周辺海域)

第 2 資源管理の方向性

資源水準を現状レベルに維持するため、当面の間、CPUE を直近 5 年間 (平成 29 年～令和 3 年) の平均値 (13kg/隻/回) 程度で維持することとし、定期的な検証の際に科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。

なお、国による資源評価結果が公表された場合には、その資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

高知県漁業調整規則を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

(別紙 3 - 5)

第 1 水産資源

きんめだい (太平洋系群のうち高知県周辺海域)

第 2 資源管理の方向性

資源水準を現状レベルに維持するため、当面の間、CPUE を直近 5 年間 (平成 29 年～令和 3 年) の平均値 (206kg/隻/回) 程度で維持することとし、定期的な検証の際に、科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。

なお、国による資源評価結果が公表された場合には、その資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

高知県漁業調整規則を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

(別紙 3 - 6)

第 1 水産資源

うるめいわし太平洋系群

第 2 資源管理の方向性

国が行う資源評価における資源量指標値を 2033 年までに、提案された限界管理基準値案以上に回復させることを目指す。

なお、この資源管理の方向性は、資源管理基本方針の別紙に資源管理の目標が定められるまでの間に用いることとする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

高知県漁業調整規則を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。